

○平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

平成 23 年 12 月 1 日

規則 第 6 号

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第 2 項第 1 号の月数の算定)

第 1 条 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 23 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項第 1 号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 休職期間（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）又は無給休暇期間（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 12 条に規定する規則で定める休暇を受けていた期間をいう。)
- (2) 停職期間（法第 29 条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号）第 21 条又は勤務時間条例第

16 条第 3 項（同条例第 17 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された期間

(4) 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 16 条の規定により給与を減額された期間

(5) 減額改定対象職員（改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員をいう。）以外の職員であった期間

2 改正条例附則第 2 項第 1 号の規則で定める月数は、平成 23 年 4 月から改正条例の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第 1 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる期間のある月

(2) 前項第 2 号又は第 4 号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（次条において「附則第 2 項第 1 号基礎額」という。）に満たないもの

（端数計算）

第 2 条 附則第 2 項第 1 号基礎額又は改正条例附則第 2 項第 2 号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。